

産業廃棄物処分業許可証

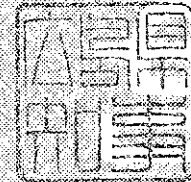
住 所 広島県廿日市市永原164番1

氏 名 株式会社 きやま

代表取締役 木山 隆宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯 崎 英 彦



許可の年月日 平成 20 年 8 月 20 日

許可の有効年月日 平成 25 年 8 月 19 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮)

産業廃棄物の種類

- 【破 碎】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【圧 縮】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及び金属くず (これらのうち廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 破碎施設 広島県廿日市市永原164-1 平成15年8月1日設置
廃プラスチック類 3.5 t/日、紙くず 3 t/日、木くず 2.75 t/日、繊維くず 2.39 t/日、
金属くず 3.39 t/日、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 4.99 t/日
- (2) 破碎、圧縮施設 広島県廿日市市永原164-1 平成15年8月1日設置
廃プラスチック類 3.25 t/日、紙くず 2.78 t/日、木くず 4.25 t/日、繊維くず 1.48 t/日、
金属くず 3.5 t/日、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 3.09 t/日
- (3) 保管施設
- | | | |
|---|----------------|--|
| ア | 広島県廿日市市永原164-1 | 16 m ³ 、金属くず、32 m ³ 、屋内保管 |
| イ | 広島県廿日市市永原164-1 | 16 m ³ 、廃プラスチック類、32 m ³ 、屋内保管 |
| ウ | 広島県廿日市市永原164-1 | 16 m ³ 、紙くず、32 m ³ 、屋内保管 |
| エ | 広島県廿日市市永原164-1 | 16 m ³ 、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、32 m ³ 、屋内保管 |
| オ | 広島県廿日市市永原164-1 | 22.2 m ³ 、廃プラスチック類、29.6 m ³ 、2.0 m |
| カ | 広島県廿日市市永原164-1 | 22.2 m ³ 、木くず、29.6 m ³ 、2.0 m |
| キ | 広島県廿日市市永原164-1 | 44 m ³ 、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)
67.7 m ³ 、2.5 m |
| ク | 広島県廿日市市永原164-1 | 129.5 m ³ 、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、107.9 m ³ 、2.5 m |
| ケ | 広島県廿日市市永原164-1 | 88 m ³ 、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、118.35 m ³ 、2.75 m |
| コ | 広島県廿日市市永原164-1 | 19.06 m ³ 、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、24.60 m ³ 、2.8 m |

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年9月10日 更新許可

平成23年1月24日 変更許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

見本